

川西町地域集会所バリアフリー化改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動の拠点である集会所のバリアフリー化を促進し、地域住民の社会参加の促進及び自治会活動の振興を図るため、集会所のバリアフリー化改修に要する経費について助成する川西町地域集会所バリアフリー化改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、川西町補助金等交付規則（平成29年6月規則第21号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他町長が地縁による団体に相当すると認める団体をいう。
- (2) 集会所 自治会等を単位として地域住民が集合し、コミュニティ活動の拠点として使用する施設をいう。
- (3) バリアフリー化 高齢者、障害者等の移動や利用に支障をきたす段差等の解消、移動や利用を補助する器具等の取付けその他これらに類する対策を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等が集会所に行うバリアフリー化に関する改修で、次に掲げるものとする。

- (1) 玄関、廊下などの段差解消及び手摺の取付け
- (2) 引き戸等への扉の取替え
- (3) 洋式便器への便器の取替え
- (4) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- (5) 廊下の拡幅及び階段の勾配緩和
- (6) おむつ交換台等の乳幼児連れに配慮した設備の取付け
- (7) その他町長が集会所のバリアフリー化に必要と認める工事

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 工事に要する経費
- (2) 設計に要する経費

- (3) 備品購入に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は対象としない。
- (1) 町の補助事業において補助金が交付される経費
 - (2) 施設の新築、増築、購入及び修繕等、その他バリアフリー化に関する改修の直接経費と認めがたいもの
(補助金の額等)
- 第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額)とし、予算の範囲内で町長が定める。
- 2 補助金の交付決定後、事業内容の変更等によって補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金は増額しない。
- 3 1自治会あたりに交付する補助限度額は、2,000,000円とする。
(交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助対象事業の着手前に、地域集会所バリアフリー化改修補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 見積明細書の写し
 - (2) 集会所のバリアフリー化の概要が分かる書類(仕様書等)
 - (3) 集会所のバリアフリー化をする場所の現況写真
 - (4) 集会所のバリアフリー化をする場所の位置図
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (交付決定)
- 第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当である認めるときは、補助金の交付を決定し、地域集会所バリアフリー化改修補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の審査結果から補助金を交付することが適当ではないと認めるときは、地域集会所バリアフリー化改修補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
(変更等の承認)
- 第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた自治会等(以下「補助団体」とする。)が、事業計画を変更(町長が認めた軽微な変更を除く。)又は廃止しようとする場合は、あらかじめ地域集会所バリアフリー化改修補助金変更(廃止)承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けな

ければならない。

- 2 町長は、前項の変更（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容を変更又は廃止することが適当であると認めたときは、補助金の変更又は廃止を決定し、地域集会所バリアフリー化改修補助金変更（廃止）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（完了報告）

第9条 補助団体は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、地域集会所バリアフリー化改修補助金事業完了報告書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 領収書の写し
- （2） 集会所のバリアフリー化の完了後の現況写真
- （3） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前条に規定する完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、地域集会所バリアフリー化改修補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助団体は、前条第2項の規定により補助金交付額の確定通知を受けたときは、地域集会所バリアフリー化改修補助金交付請求書（第8号様式）により補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算交付）

第12条 前条の規定にかかわらず、町長は必要があると認めるときは、事業完了前においても交付決定額の10分の8以内で補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助団体は前項の概算払を受けようとするときは、地域集会所バリアフリー化改修補助金概算交付請求書（第8号様式）を提出するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

- （1） 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反した場合

- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - (4) 正当な理由なく事務手続を行わなかった場合
 - (5) 町長が適当ではないと認めた場合
- 2 前項の規定は、第11条第2項の規定による補助金の確定があった場合後においても適用する。
- (その他)
- 第14条 この要綱に定めない事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。